

<対策のポイント>

後継農業者が農業経営を継承するにあたって、経営資産を取得するために必要となる経営者保証人等の担保提供や資金の借入に係る都道府県農業信用基金協会の債務保証の保証料の負担を軽減し、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者の円滑な経営継承を支援します。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対象者

実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者であって、農業経営相談所の専門家による確認を経た継承計画により、経営継承を実行する後継農業者。

2. 措置内容等

(1) 対象資金

農業近代化資金等の農業経営に必要な資金

(2) 措置内容

① 経営者無保証人化等支援事業

後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証及び担保提供に係る負担を免除するために、**農業信用基金協会及び(独)農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための補助金及び交付金を交付。**

② 後継農業者保証料負担軽減事業

後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、**農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。**

<事業実施機関> (都道府県) 農業信用基金協会、(独) 農林漁業信用基金

<事業の流れ>

